

## 訪問系の地域密着型サービスにおける出張所等（「サテライト事業所」）の設置に係る取扱いについて

### 1 目的

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うが、例外的に待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等（以下、「サテライト事業所」という。）であって、国が基準で定める設置要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として本体事業所に含めて指定することができる取扱いとなっている。

訪問系の地域密着型サービスは、要介護者が住み慣れた自宅や地域での生活を継続するために欠かせないサービスであり、この制度を活用することで、人材の有効活用による効率的な運営を図りながら、より身近な地域へのサービス展開の推進を期待できると考える。一方で、介護サービスの質や利用者の安全確保等に支障を生じさせないことが重要である。

これらを踏まえ、訪問系の地域密着型サービスにおける出張所等の設置について、国が定める要件のほか、本市における設置要件及び届出に係る取扱いを定めるものとする。

### 2 用語の整理

- (1) 主たる事業所（本体事業所）  
介護保険法の規定に基づき本市が指定した事業所
- (2) 出張所等（サテライト事業所）  
本体事業所と一体的に運営されるサービス提供拠点

### 3 対象事業所

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 夜間対応型訪問介護

※（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設については、各サービスごとにサテライト要件が設けられ、事業所指定が必要。

### 4 サテライト事業所を設置できる要件

- (1) 国が基準で定める要件

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」第2総論の1

①	利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
②	職員の勤務体制、職務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事務所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。
③	苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
④	事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
⑤	人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

上記の国が定める要件のほか、次の要件を満たす場合に設置を認めるものとする。

(2) 長岡市が定める要件 ※サービスの質の確保の観点から、国の要件をより具体化したもの。

⑥	1箇所の本体事業所に係るサテライト事業所の数は、2箇所までとすること。
⑦	サテライト事業所の実施地域は、本体事業所の通常の実施地域の範囲内であること。
⑧	管理者が定期的にサテライト事業所の状況を自ら確認でき、また、従業員の指導等を行う体制が整備されていること。
⑨	サテライト事業所の設備基準は、本体事業所と同様の設備基準とする。また、個人情報に記載されている書類については、施錠が可能なロッカー等を使用し適切に管理すること。
⑩	サテライト事業所の名称は、本体事業所のサテライトであることが明確となるような名称とすること。例：(本体事業所名) + (〇〇出張所、〇〇営業所、〇〇サテライト 等)

## 5 サテライト事業所の人員基準（基準省令及び市基準条例に規定のとおり）

別添のとおり

## 6 サテライト事業所設置の届出手順

(1) 本体事業所の指定申請と同時にサテライト事業所を設置する場合  
通常の新規指定の流れと同じ（サテライトに係る「事前相談票」の提出を併せて求める。）

(2) 既存の指定事業所にサテライト事業所を追加設置する場合

### ①事前相談

設置予定日の原則2か月前までに、介護保険課へ「事前相談票」を提出し、事前相談を行うものとする。

### ②届出

設置予定日の属する月の前月15日までに、次の書類を介護保険課へ提出する。

ア 本体事業所の変更届出書（主な変更内容：事業所所在地、平面図及び設備、運営規程）

イ 付表（当該サービスの指定に係る記載事項）

ウ 本体事業所の運営規程（変更後）

エ 本体事業所及びサテライト事業所の従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表

オ サテライト事業所の位置図（本体とサテライトの位置関係がわかるもの）

カ サテライト事業所の平面図、設備等一覧表

キ サテライト事業所に係る介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・体制等状況一覧表

※ その他関係法令（都市計画法、建築基準法、消防法、新潟県福祉のまちづくり条例等）の適合状況を併せて確認すること。

(3) 既存の指定事業所をサテライト事業所へ移行する場合

### ①事前相談

設置予定日の原則2か月前までに、介護保険課へ「事前相談票」を提出し、事前相談を行うものとする。

### ②届出

設置予定日の属する月の前月15日までに、上記(2)②のア～キの書類のほか、「廃止届出書」を提出する。

## サテライト事業所の人員基準（省令基準に規定のとおり）

## (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

職種	サテライト事業所
管理者	本体事業所と同一
オペレーター	本体事業所及サテライト事業所のいずれかにおいて、常時1以上
定期巡回を行う 訪問介護員等	利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
随時訪問を行う 訪問介護員等	本体事業所及サテライト事業所のいずれかにおいて、常時1以上
訪問看護を行う 看護師等	本体事業所及びサテライト事業所全体で、常勤換算2.5以上
計画作成責任者	本体事業所と同一

## (2) 夜間対応型訪問介護

職種	サテライト事業所
管理者	本体事業所と同一
オペレーター	(オペレーションセンターを通常の事業の実施地域内に1か所以上設置) 本体事業所及びサテライト事業所のいずれかにおいて、常時1以上
面接相談員	1以上（オペレーター、訪問介護員等、管理者との兼務可）
定期巡回を行う 訪問介護員等	利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
随時訪問を行う 訪問介護員等	本体事業所及サテライト事業所のいずれかにおいて、常時1以上
計画の作成	オペレーター又は面接相談員